新型コロナウイルス対応

◇国民民主党新型コロナウイルス対策会議立ち上げ　2月18日

国民民主党の新型コロナウイルス対策会議が2月18日に設置。
連日、開かれる対策会議において「マスク不足」「雇い止め」をはじめとした労働環境問題や経済支援策など組合員・組合役員の方々から寄せられた数多くの「現場の声」を党内へ情報発信し、国会質疑や党の政策に反映。

◇参議院予算委員会公聴会　3月10日

参議院予算委員会公聴会で「新型コロナウイルスが内政に与える影響」について、政府が休業要請を行う場合、「パート・アルバイト、フリーランス」の方々の雇用や所得の心配を払拭する「雇用調整助成金」の拡大を図るべきと主張する立場で有識者の知見を聴取。

◇参議院予算委員会　3月16日

安倍首相、加藤厚労大臣に「病気有給休暇の整備」「傷病手当金の適用条件の緩和や拡大」「国保等の傷病手当金の特例的措置」「介護現場の窮状」「マスクや日用品等の不足による流通サービス業で働く方々が現場で受けたカスタマーハラスメント」等の実情を伝え、迅速な対応を要請。

流通・サービスで
働く仲間の声を胸に
国会での活躍光る

2019年7月に初当選してから
参院・厚生労働委員会、予算委員会
参院・本会議でも代表質問
華々しいデビューを飾る

朝日新聞に掲載　出所：令和2年3月16日　朝日新聞DIGITAL

マスク販売「カスハラ」で店員疲弊、
首相「奮闘に感謝」

「マスクを取り扱う小売業の店頭で、カスタマーハラスメントで疲弊している従業員の声がたくさん届いている」

国民民主党の**田村麻美氏**は16日の参院予算委員会でそう訴えた。流通や小売業の労働組合を束ねる**UAゼンセン**の支援を受ける田村氏は「私もスーパーで働いていた。『苦労はわかるでしょ』とたくさんの声が届いている」と事例を紹介した。

「配送のトラックがドラッグストアの前に着いた瞬間、人たちが押し寄せて『その中にマスク入っているんだろ』と店員に詰め寄る」

「マスクをつけてレジを打っている人たちに、『お前がつけるマスクがあって、なんで私たちに売るマスクがないんだ』と」

安倍晋三首相は「いま紹介いただいたように、奮闘していただいている小売店の従業員や流通製造関係者の皆様方に、内閣総理大臣として感謝の意を申し上げたい」と応じた。

「政府としては一日も早く、店頭に十分な量のマスクが並ぶように需給両面で努力していきたい」と続けた。

安倍首相の答弁

◇いま紹介いただいたように、奮闘していただいている小売店の従業員や流通製造関係者の皆さま方に、内閣総理大臣として感謝の意を申し上げたい。

◇政府としては一日も早く、店頭に十分な量のマスクが並ぶように需給両面で努力していきたい。

◇参議院厚生労働委員会　3月18日

3月18日の厚生労働委員会では介護や医療現場で不足が続いているマスクについて、具体的な国からの支援スケジュールやPCR検査の拡充、医療崩壊の阻止や医療従事者の負担軽減のためにオンライン診療の検討要請。

4/10 厚労省より発表

◇参議院地方創生・消費者問題特別委員会　3月19日

地方創生･消費者問題特別委員会では、消費者支援を主に取り扱う消費者庁に今回のマスクや日用品等の品不足の中で消費者が引き起こした過激な行動に対する認識やカスタマーハラスメント対策への消費者教育への取組を質す。

◇消費者と生産者･販売者がお互いの信頼関係ができるように消費者教育にも努めている。
◇このことを今後とも消費者教育の中でもちゃんと発信できるように、今から指示をさせていただく。

※カスタマーハラスメント撲滅に繋げる答弁を引き出す。

◇参議院予算委員会　3月25日

3月二度目の予算委員会では西村経済再生担当大臣に新型コロナウイルス感染症の影響で業績の悪化で企業が雇用調整を行う事が懸念されます。
その対応策として雇用と所得を守る役割が期待される「病気有給休暇」の新設、「雇用調整助成金」の拡大や柔軟な対応を求める。

4/10 厚労省より発表

4/13 経産省より発表

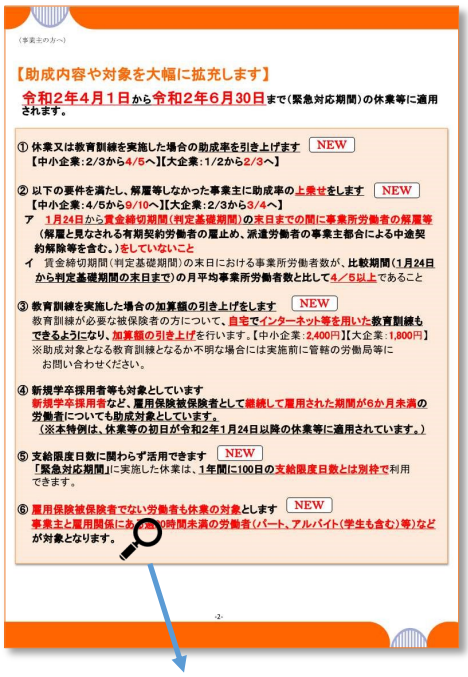

（事業主の方へ）

【助成内容や対象を大幅に拡充します】

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで（緊急対応期間）の休業等に適用されます。

① 休業又は教育訓練を実施した場合の助成率を引き上げます　NEW
【中小企業：2/3から4/5へ】【大企業：1/2から2/3へ】

② 以下の要件を満たし、解雇等しなかった事業主に助成率の上乗せをします　NEW
【中小企業：4/5から9/10へ】【大企業：2/3から3/4へ】
ア　1月24日から賃金締切期間（判定基礎期間）の末日までの間に事業所労働者の解雇等（解雇と見なされる有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。）をしていないこと
イ　賃金締切期間（判定基礎期間）の末日における事業所労働者数が、比較期間（1月24日から判定基礎期間の末日まで）の月平均事業所労働者数と比して4／5以上であること

③ 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げをします　NEW
教育訓練が必要な被保険者の方について、自宅でインターネット等を用いた教育訓練もできるようになり、加算額の引き上げを行います。【中小企業：2,400円】【大企業：1,800円】
※助成対象となる教育訓練となるか不明な場合には実施前に管轄の労働局等にお問い合わせください。

④ 新規学卒採用者等も対象としています
新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象としています。
（※本特例は、休業等の初日が令和2年1月24日以降の休業等に適用されています。）

⑤ 支給限度日数に関わらず活用できます　NEW
「緊急対応期間」に実施した休業は、1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用できます。

⑥ 雇用保険被保険者でない労働者も休業の対象とします　NEW
事業主と雇用関係にある週20時間未満の労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）などが対象となります。

-2-

◇厚労省が取り組む支援策

雇用調整助成金　厚生労働省　検索

◇経産省が取り組む支援策

経済産業省　新型コロナ　検索

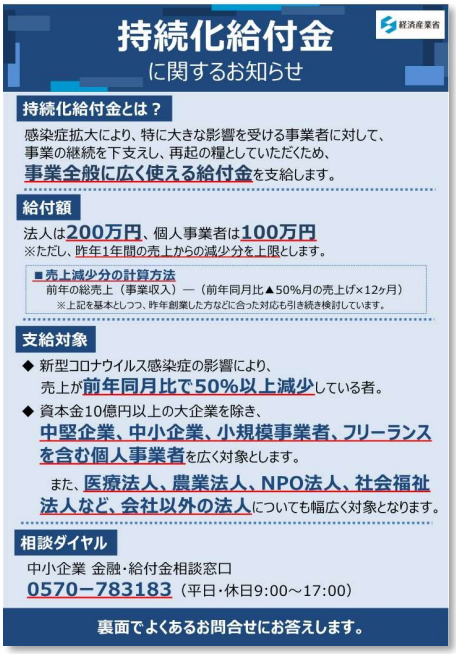

経済産業省

持続化給付金
に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

法人は200万円、個人事業者は100万円
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法
前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）
※上記を基本としつつ、昨年創業した方など合った対応も引き続き検討しています。

支給対象

◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。
◆ 資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とします。
また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口
0570－783183（平日・休日9:00～17:00）

裏面でよくあるお問合せにお答えします。

⑥雇用保険被保険者でない労働者も休業の対象とします
事業主と雇用関係にある週20時間未満の労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）など
が対象となります。

◇小池百合子東京都知事への要請をセッティング

国に先駆けて都民への行動自粛要請を検討中の小池都知事に、流通・小売り業等の生活インフラで働く組合員の声を届ける要請行動のセッティングをUAゼンセン組織内・増子都議と共に行う。

◇「国民健康保険における傷病手当金給付特例措置」を地方自治体と連携

3月16日の予算委員会で取り上げた国民健康保険加入の方が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の「国民健康保険の傷病手当給付金の支援拡充」が実現し、UAゼンセン組織内・奥谷土浦市議の迅速な取組で当該事業者である地方自治体が制度導入を果たす。

◇妊産婦さんへの支援要請　4月7日

妊娠中の働く女性の方々から出勤時の不安や社内での理解不足、休業補償など多くの切実な声を矢田わか子参議院議員、連合の皆さんと共に自見はな子厚生労働大臣政務官に届けました。
小児科医としてキャリアを持つ大臣政務官も深く関心を寄せて頂きました。

4/15厚労省より対応強化の再要請

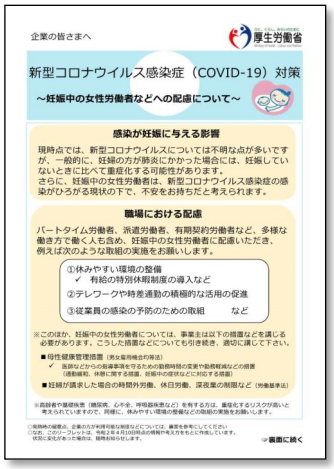

4月1日に厚生労働省から各団体に要請した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた妊娠中の女性労働者等への配慮について」の内容に加え、企業向けのリーフレットも活用し、妊娠中の女性労働者等に配慮した、休みやすい環境整備、テレワークや時差通勤の活用促進等について、各企業における取組が促進されるよう改めて協力要請。

◇物流・旅客サービス業の感染防止・安全確保、雇用維持に関する要請

緊急事態宣言で休業を要請される施設がある一方で、「社会生活を維持する上で必要な施設」については、適切な感染予防対策を行ったうえで営業継続する施設もあり、その中には「交通機関等」が含まれ、そこで働く方々は感染のリスクと闘いながら日々の業務を行っています。また一方で外出自粛で利用者も減少し、雇用調整と背中合わせになっている局面もあります。

それらの不安の解消を図るために4月22日に現場で働く方々の感染防止・過剰労働の防止・雇用維持を図る規制解除特別措置を国交省に川合参議院議員と共に要請。

◇大臣会見（抜粋）

次に2点目の御報告は、タクシーによる貨物運送に関する特例的な措置についてです。

取引適正化を継続

国交省が回答

UAゼンセンが要請

UAゼンセンは、緊急事態措置を受け、事業継続を要請されている貨物運送事業およびタクシー事業に従事する従業員の感染防止と安全を確保するため、赤羽一嘉国土交通大臣に要請を行い、24日付で回答を得た。

要請は3項目で、マスク・消毒液の安定供給、医療や食品関連の需要が急増する中での過労運転防止および重大事故防止（巡回指導など）強化、「旅客運送による貨物運送事業へのかけもち」規制の緩和。

マスク・消毒液の安定供給は、タクシー（法人）事業者団体に提供したが、トラック事業についても事業者団体に提供してマスクを取り組みを紹介している。

働き方改革に関する監視強化については、個々の事業主の努力だけでは解決し得ない課題もあり、引き続き荷主所管省庁と連携し、取引環境の適正化を図っていくとの回答を得た。

UAゼンセンは、多様な産業・業種で構成される175万人・2800組合が結集しており、今回の要請は物流分科会（76組合約3800人）とタクシー分科会9組合（約900人）からの政策要望にもとづいたもの。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、飲食業の店内での営業自粛が行われていることに関しまして、飲料・食料等の配送に係るニーズが増加し、こうしたことに対しタクシーのリソースを活用できないかとの御提案があったところです。

国土交通省として検討させていただいた結果、道路運送法第78条第3号に基づき、緊急事態宣言期間に調整期間を加えた5月13日まで、その安全管理能力等も踏まえ、タクシー事業者が、国土交通省の許可を受けた上で、有償で貨物運送することを特例的に認めることといたしました。

◇流通・小売り業の支援に動く！！　4月23日

国から緊急事態宣言が発令されている中、「社会生活を維持する上で必要な施設」に含まれている流通・小売り業の現場から日々切実な「訴え」「要望」が寄せられています。その一つ一つに応える為に川合議員・重徳議員・森山議員・緑川議員と共に課題を精査し解決にむけての政策要望を内閣官房及び経産省に行いました。

また、4月23日には新型コロナウイルス感染症対策においてイニシャル入店等は現場の負担・混雑を招く恐れがあるので慎重な対応を求め、流通各社が実施している三密対策を取り入れるように流通小売り業の要望を東京都に届ける。

◇要望項目

（1）改めて国としてガイドラインを示すのであれば、先行しておこなっている各社の事例を、省庁は水平展開に務めるべき。

（2）店舗におけるトラブル防止（警察官の巡回強化）

（3）労災認定基準の明確化

（4）商品の安定供給

（5）社会保険料負担の減免措置

（6）出向斡旋などの促進　居酒屋の従業員→小売業で兼業

◇新型コロナ関連の支援制度のまとめ

国による新型コロナ関連の支援制度を国民民主党が
ワンストップ検索ページとして分かりやすくまとめてあります。
是非、制度の利用にご活用下さい。

https://www.dpfp.or.jp/covid19/support

◇委員会の質問内容がガイドラインに採用

緊急事態宣言の中においても国の要請により営業をしているスーパーやドラッグストアー等のライフラインで働いているパートタイマーの方々より、ステイホームにより平時と比べて来店客が増えた事により、一時的に収入が増加し、社会保険の被扶養認定基準を取り消されてしまうとの不安の声を頂いていました。この件に対して5月12日の厚生労働委員会で取り上げたところ、早速、厚生労働省のガイドラインに事例として取り入れられました。

※安心して下さい認定されますから。

問２ 健康保険の扶養に入っていますが、新型コロナウイルス感染症の対応のため、一時的に収入が増加しており、年収が130万円を超えてしまいそうです。この場合、社会保険の被扶養者からはずれてしまうのでしょうか。

健康保険の被扶養者認定については、年間収入が130万円未満であることが要件の一つとされています。この年間収入については、今後１年間の収入を見込んで各保険者が判断することとしており、その認定に当たっては、過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどを用いることとしています。

このため、例えば、認定時（前回の確認時）には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近３ヶ月の収入を年収に換算すると130万円以上となる場合であっても、今後１年間の収入が130万円未満となると見込まれる場合には、引き続き、被扶養者として認定されます。

また、被扶養者認定を受けている方の過去１年間の収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その1年間のみ上昇し、結果的に130万円以上となった場合においても、原則として、被扶養者認定が遡って取り消されることはありません。

被扶養者認定の詳細については、被保険者の方がお勤めの会社や、加入している健康保険組合、協会けんぽへご相談ください。

◇流通・小売り業、介護やサービス産業からの要請が実現

流通・小売り業や介護、サービス業で働く皆さんから、就業中に感染した場合の扱いについて不安の声が数多く寄せられていました。
川合たかのり議員と共に4月23日に内閣官房へ行った、労災認定の要請が実現しました。

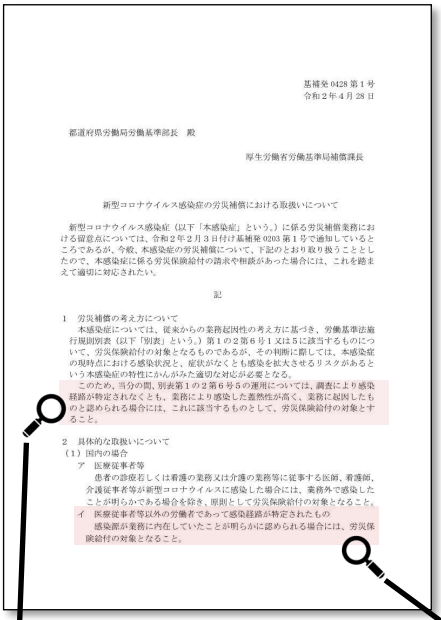

基補発 0428 第１号
令和２年４月 28 日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局補償課長

新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて

新型コロナウイルス感染症（以下「本感染症」という。）に係る労災補償業務における留意点については、令和２年２月３日付け基補発 0203 第１号で通知しているところであるが、今般、本感染症の労災補償について、下記のとおり取り扱うこととしたので、本感染症に係る労災保険給付の請求や相談があった場合には、これを踏まえて適切に対応されたい。

記

１　労災補償の考え方について
本感染症については、従来からの業務起因性の考え方に基づき、労働基準法施行規則別表（以下「別表」という。）第１の２第６号１又は５に該当するものについて、労災保険給付の対象となるものであるが、その判断に際しては、本感染症の現時点における感染状況と、症状がなくとも感染を拡大させるリスクがあるという本感染症の特性にかんがみた適切な対応が必要となる。
このため、当分の間、別表第１の２第６号５の運用については、調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、これに該当するものとして、労災保険給付の対象とすること。

２　具体的な取扱いについて
（１）国内の場合
ア　医療従事者等
患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となること。
イ　医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されたもの
感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合には、労災保険給付の対象となること。

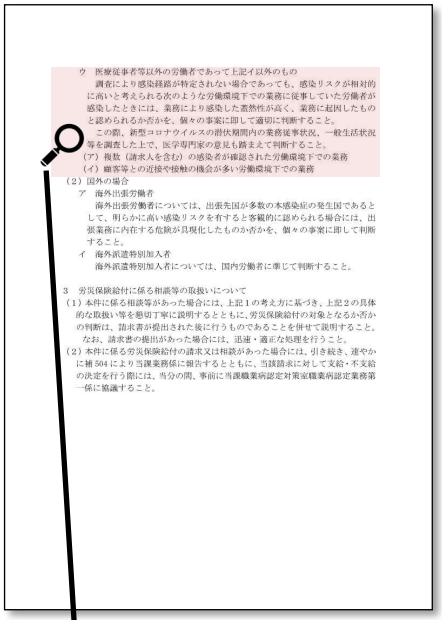

ウ　医療従事者等以外の労働者であって上記イ以外のもの
調査により感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる次のような労働環境下での業務に従事していた労働者が感染したときには、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるか否かを、個々の事案に即して適切に判断すること。
この際、新型コロナウイルスの潜伏期間内の業務従事状況、一般生活状況等を調査した上で、医学専門家の意見も踏まえて判断すること。
（ア）複数（請求人を含む）の感染者が確認された労働環境下での業務
（イ）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務
（２）国外の場合
ア　海外出張労働者
海外出張労働者については、出張先国が多数の本感染症の発生国であるとして、明らかに高い感染リスクを有すると客観的に認められる場合には、出張業務に内在する危険が具現化したものか否かを、個々の事案に即して判断すること。
イ　海外派遣特別加入者
海外派遣特別加入者については、国内労働者に準じて判断すること。

３　労災保険給付に係る相談等の取扱いについて
（１）本件に係る相談等があった場合には、上記１の考え方に基づき、上記２の具体的な取扱い等を懇切丁寧に説明するとともに、労災保険給付の対象となるか否かの判断は、請求書が提出された後に行うものであることを併せて説明すること。
なお、請求書の提出があった場合には、迅速・適正な処理を行うこと。
（２）本件に係る労災保険給付の請求又は相談があった場合には、引き続き、速やかに補 504 により当課業務係に報告するとともに、当該請求に対して支給・不支給の決定を行う際には、当分の間、事前に当課職業病認定対策室職業病認定業務第一係に協議すること。

このため、当分の間、別表第1の2第6号5の運用については、調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、これに該当するものとして、労災保険給付の対象とすること。

2 具体的な取扱いについて
（1）国内の場合
ア 医療従事者等
患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となること。
イ 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されたもの
感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合には、労災保険給付の対象となること。
ウ 医療従事者等以外の労働者であって上記イ以外のもの
調査により感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる次のような労働環境下での業務に従事していた労働者が感染したときには、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるか否かを、個々の事案に即して適切に判断すること。
この際、新型コロナウイルスの潜伏期間内の業務従事状況、一般生活状況等を調査した上で、医学専門家の意見も踏まえて判断すること。
（ア）複数（請求人を含む）の感染者が確認された労働環境下での業務
（イ）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務

◇見舞金の税制の取り扱いについて

緊急事態宣言の中でも働いている働く仲間から支給された危険手当や見舞金が課税されてしまうのか？という、**税制上の不安**の声が寄せられていました。
感染の危険に向き合いながら働いた従業員への労いを形にした企業の姿勢には評価をします。
その上で、より一層の配慮や工夫で、よりよい労使関係を築き上げる参考となることを願います。

《国税庁長官通達》
新型コロナウイルス感染症に関連して使用人等が使用者から支給を受ける見舞金について、所得税法施行令第30条((非課税とされる保険金、損害賠償金等))の規定により非課税所得とされる見舞金に該当するものの範囲を明らかにするものである。

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/shinkoku/2005xx/index.htm

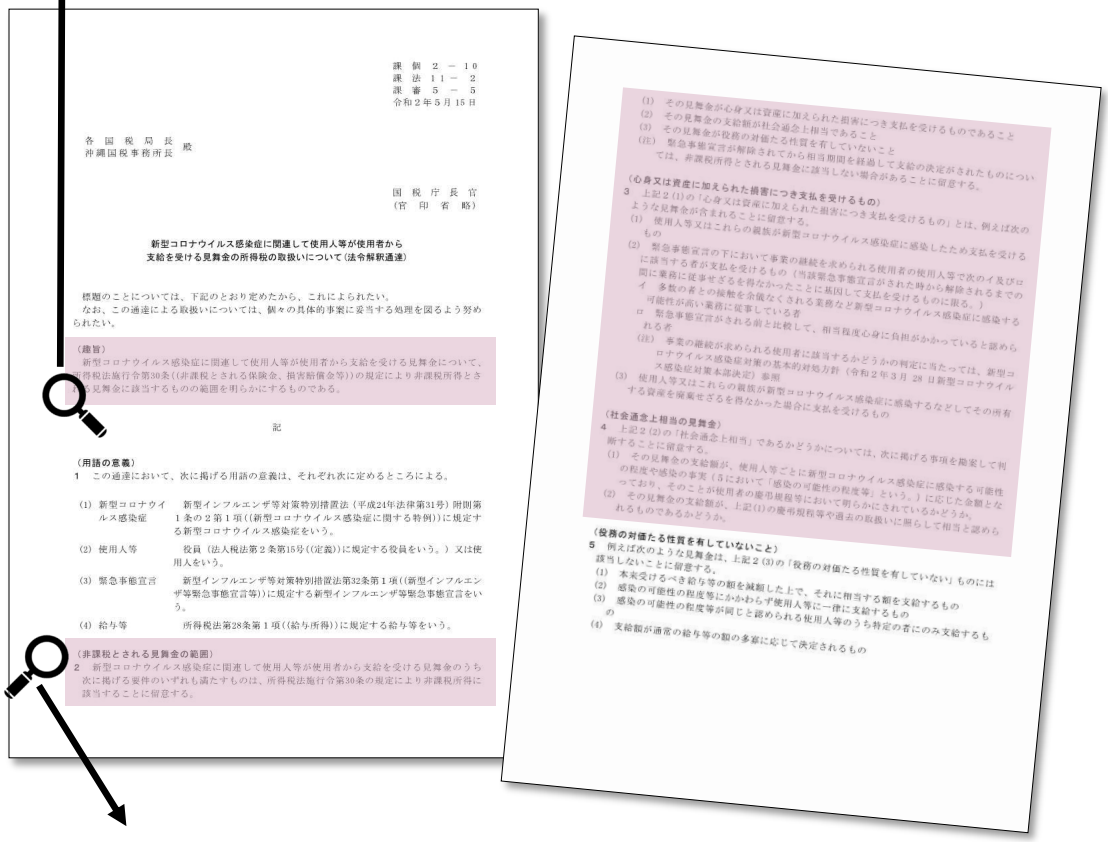

課個２－１０
課法１１－２
課審５－５
令和２年５月１５日

各国税局長
沖縄国税事務所長　殿

国税庁長官
（官印省略）

新型コロナウイルス感染症に関連して使用人等が使用者から支給を受ける見舞金の所得税の取扱いについて（法令解釈通達）

標題のことについては、下記のとおり定めたから、これによられたい。
なお、この通達による取扱いについては、個々の具体的事案に妥当する処理を図るよう努められたい。

（趣旨）
新型コロナウイルス感染症に関連して使用人等が使用者から支給を受ける見舞金について、所得税法施行令第30条((非課税とされる保険金、損害賠償金等))の規定により非課税所得とされる見舞金に該当するものの範囲を明らかにするものである。

記

（用語の意義）
1　この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 新型コロナウイルス感染症　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項((新型コロナウイルス感染症に関する特例))に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
(2) 使用人等　役員（法人税法第２条第15号((定義))に規定する役員をいう。）又は使用人をいう。
(3) 緊急事態宣言　新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第１項((新型インフルエンザ等緊急事態宣言等))に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。
(4) 給与等　所得税法第28条第１項((給与所得))に規定する給与等をいう。

（非課税とされる見舞金の範囲）
2　新型コロナウイルス感染症に関連して使用人等が使用者から支給を受ける見舞金のうち次に掲げる要件のいずれも満たすものは、所得税法施行令第30条の規定により非課税所得に該当することに留意する。

(1) その見舞金が心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるものであること
(2) その見舞金の支給額が社会通念上相当であること
(3) その見舞金が役務の対価たる性質を有していないこと
(注) 緊急事態宣言が解除されてから相当期間を経過して支給の決定がされたものについては、非課税所得とされる見舞金に該当しない場合があることに留意する。

（心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるもの）
3　上記２(1)の「心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるもの」とは、例えば次のような見舞金が含まれることに留意する。
(1) 使用人等又はこれらの親族が新型コロナウイルス感染症に感染したため支払を受けるもの
(2) 緊急事態宣言の下において事業の継続を求められる使用者の使用人等で次のイ及びロに該当する者が支払を受けるもの（当該緊急事態宣言がされた時から解除されるまでの間に業務に従事せざるを得なかったことに基因して支払を受けるものに限る。）
イ　多数の者との接触を余儀なくされる業務など新型コロナウイルス感染症に感染する可能性が高い業務に従事している者
ロ　緊急事態宣言がされる前と比較して、相当程度心身に負担がかかっていると認められる者
(注) 事業の継続が求められる使用者に該当するかどうかの判定に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和２年３月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）参照
(3) 使用人等又はこれらの親族が新型コロナウイルス感染症に感染するなどしてその所有する資産を廃棄せざるを得なかった場合に支払を受けるもの

（社会通念上相当の見舞金）
4　上記２(2)の「社会通念上相当」であるかどうかについては、次に掲げる事項を勘案して判断することに留意する。
(1) その見舞金の支給額が、使用人等ごとに新型コロナウイルス感染症に感染する可能性の程度や感染の事実（５において「感染の可能性の程度等」という。）に応じた金額となっており、そのことが使用者の慶弔規程等において明らかにされているかどうか。
(2) その見舞金の支給額が、上記(1)の慶弔規程等や過去の取扱いに照らして相当と認められるものであるかどうか。

（役務の対価たる性質を有していないこと）
5　例えば次のような見舞金は、上記２(3)の「役務の対価たる性質を有していない」ものには該当しないことに留意する。
(1) 本来受けるべき給与等の額を減額した上で、それに相当する額を支給するもの
(2) 感染の可能性の程度等にかかわらず使用人等に一律に支給するもの
(3) 感染の可能性の程度等が同じと認められる使用人等のうち特定の者にのみ支給するもの
(4) 支給額が通常の給与等の額の多寡に応じて決定されるもの

（非課税とされる見舞金の範囲）